

お知らせ

【特別障害者手当】

障害児福祉手当について

これらの手当は、在宅で生活し、重度の障がいのために常時介護を必要とする人を対象とした制度です。

■対象者

◇特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人。

※3か月以上継続して、病院や診療所に入院している人や施設に入所している人は対象となりません。

◇障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人。
※施設に入所している人や、障がい事由とする年金を受給している人は対象となりません。

■手当額

◇特別障害者手当

月額27,980円

◇障害児福祉手当

月額15,220円

■所得制限

受給資格者または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上を超えた場合は受給できません。

■手当を受給するには

診断書などを提出し、判定を受ける必要があります。

■問合せ先

- ・ 山口県柳井健康福祉センター
保健福祉・総務室
☎22・3777
- ・ 町民福祉課福祉係
☎52・5810

【人権擁護委員の委嘱】

田布施町の人権擁護委員として長迫晃さんが、7月1日に法務大臣から委嘱されました。人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心をもってもらえるように啓発活動を行ったり、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

◇身近な相談事例

- ・ 夫婦、親子、離婚、相続、扶養などの家庭内のもめごと
- ・ 結婚、就職などに関する不当な差別

・ いじめ、体罰など子どもの人権に関わる相談

・ 生活騒音、悪臭、振動など近隣間での困りごと

・ 借地、借家、金銭貸借をめぐる不当な要求

・ インターネットなどによるプライバシーの侵害や名誉毀損

※本町では、岩本宏司さん、銭谷忠義さん、谷茂子さんも人権擁護委員として活躍されています。

◇問合せ先

- 山口地方務局周南支局
☎0834・28・0244

【『子どもの人権110番』強化週間】

山口地方務局および山口県人権擁護委員連合会では、学校における『いじめ』や家庭内の児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな問題や悩みについて、『子どもの人権110番』による電話相談を受付けています。

この『子どもの人権110番』を皆さまに知っていただき、1人でも多くの人から相談を受けることができるよう、強化週間を定め、強化週間中はSNS(L

INE)を含め、受付時間を拡大して相談をお受けします。なお、子どもだけではなく、大人も利用できます。

1人で悩んでいませんか。相談内容の秘密は守ります。どんな小さなことでも結構です。悩みを聞かせてください。

◇通常相談受付時間(平日)

午前8時30分～午後5時15分

◇強化週間

- 8月23日(水)～8月29日(火)
- 平日
午前8時30分～午後7時
- ・ 土日
午前10時～午後5時

◇相談先

- ・ 子どもの人権110番
☎0120・007・110
- ◀ LINE用QRコード



◇問合せ先

- 山口地方務局人権擁護課
〒753・8577
- 山口市中河原町6・16
☎083・922・2295

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

稲刈り・うすひき
色彩選別機導入記念!!
今年は使用料無料です。
(株)ファームランド
☎52-1808 田布施町大字川西394番地1

全メーカー全車種トータル販売
新車・中古車 150台以上展示中
満足をしていただけるサービスを心がけております
オートプラザ
(株)大島商会
〒742-1514
熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL.(0820)55-5011
FAX.(0820)55-5085 http://www.ap-oshima.com

【第35回岩国矯正展】

法務省主唱の『社会を明るくする運動』の一環として実施する岩国矯正展は、刑務作業の現状と重要性について国民の皆さま、地域の皆さまに広く知っていただくため、受刑者が社会復帰を目指して刑務作業に取り組む姿や刑事施設で行われている刑務作業について広報を行う催事です。実際に受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・即売も行います。

◇日時 9月23日(土)
午前9時～午後3時

◇場所 岩国刑務所

(岩国市錦見6丁目11番29号)

◇内容

矯正行政の広報、刑務作業製品展示即売、萩焼体験コーナー、岩国高校プレアン部によるマンドリン演奏、オカリナ演奏、パトカー・白バイ・消防車の展示など、餅まきなどのイベント、給食パンの販売、ピザ・クレープなどの移動販売車など

◇問合せ先

岩国刑務所企画部門(作業)
☎0827・41・0138

【農業用ネットなどの飛散にご注意を！】

農業用ネットなどが突風で吹き飛ばされ、送電線に接触するなどの停電事故が発生しています。台風シーズンに限らず、農業用ネットやビニールシートなどは、風で飛びやすいものについては、固定物にしっかりと結びつけるなどの対策を十分に実施するようお願いいたします。

鉄塔や電線に飛散物の接触を発見したら、すぐにお問い合わせください。

◇問合せ先 中国電力ネット

ワーク株式会社周南ネット

ワークセンター送電課

☎0834・22・7615

相談

【徳山年金事務所年金相談会】

年金相談会を実施しますの
で、お気軽にご利用ください。
年金相談会は完全予約制となっ
ていますので、希望する人はご
予約をお願いします。
※役場での予約受付はできませ
ん。

◇日時 9月21日(木)

午前10時～午後4時(正午～
午後1時の間は除く)

◇場所

役場1階 会議室棟A・B

◇持参品

・基礎年金番号のわかるもの
(年金手帳、基礎年金番号通
知書、年金証書など)
・相談者本人の確認ができるも
の(運転免許証など)

※代理人による相談の場合は
『委任状』および『代理人本人
の確認ができるもの』を持参
してください。

◇予約受付期限

9月20日(水)

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎0834・31・2152

※自動音声案内に従って『1』
の後に『2』を押してください。

【空き家対策セミナーおよび無料相談会】

無料相談会

◇日時 9月27日(火)

午後1時30分～午後3時30分

◇場所

柳井市役所3階大会議室

◇対象人数 20人程度

※事前申込は不要

◇内容

◇司法書士による空き家対策セ
ミナー

◇空き家無料相談会

・弁護士、司法書士による空き
家の相続・登記などの相談
・宅地建物取引士による空き家
の売却、賃貸などの相談

◇主催 山口県、柳井市

◇協力市町 田布施町、周防大
島町、上関町、平生町

◇問合せ先

柳井市都市計画・建築課

☎22・2111(内線235)

【無料成年後見相談会】

成年後見制度は、権利や財産
を守る身近なしくみです。
司法書士による高齢者・障が
い者のための無料の相談会を実
施します。

◇期間
9月1日(金)～29日(金)

◇原則平日のみ

※事前予約が必要

◇申込み・問合せ先 (公社)成

年後見センター・リーガルサ
ポート山口支部

☎083・924・5220

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム

塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL http://shiotanikentiku.ec-net.jp/

町の便利屋さん Benry

ベンリー柳井店

Instagramで作業事例が見られます▶

0120-058-871

晃和興産グループ 柳井市南町 4-4-1

講習・講座

「やないファミリー・サポート」 センター第2回講習会

第2回講習会『素敵な未来のためのお金の極意〜家族で考える使い方、備え方、貯め方〜』を開催します。

◇日時 9月13日(水)

午前10時〜午前11時45分

◇場所

柳井市総合福祉センター4階

◇内容

正しいお金の知識とは、お金を使い、備え、貯めるポイントを金融のプロが分かりやすく解説。

◇講師

・アイザワ証券ソリューション部金融リテラシー教育サポート室 後藤文恵氏

・西京銀行柳井支店マネーアド

バイザー 山根裕一氏

◇対象者 15人(先着順)

※子ども同伴可・託児有

◇参加費

1000円(お茶代)

◇申込方法

電話で申込み(要申込)

◇申込締切日 9月6日(水)

◇問合せ先 やないファミリー・サポート・センター

☎23・0668

募集

【山口県障害者芸術文化祭 作品募集】

第29回山口県障害者芸術文化祭作品展に応募してみませんか。

◇応募資格 山口県内に現住所を有する障がい者

◇応募作品部門

絵画、書道、写真、手工芸、文芸、俳句・短歌など

※大きさの規定が応募部門によつて異なるため、作品募集要領で確認してください。

◇応募作品について

・出品は、1人(1団体)1点

・未発表の作品に限る。

・応募作品は、パネル展示ができるよう額装すること。

※額無しの場合、半紙、写真での応募・展示は不可。

※重量のある額装は避けること。

・梱包資材に作品応募用紙のコピーの貼付け、または申込者記名を記入すること。

◇応募方法

所定の作品申込書・題名カードに記入し、提出する。

※作品申込書・題名カード、作品募集要領は町民福祉課に備付けてあります。

◇応募締切 9月20日(水)

※応募する場合は、9月6日(水)までに、町民福祉課福祉係へ事前に連絡する。

◇作品の提出方法

・作品は、作品申込書・題名カードを提出後、別途指定する日までに町民福祉課へ持ち込む。

・文芸、俳句・短歌は、作品申込書・題名カードとともに9月20日(水)までに町民福祉課へ持ち込む。

◇応募先 町民福祉課福祉係

☎52・5810

◇問合せ先 山口県障害者社会

参加推進センター

☎083・928・5432

【職業訓練受講生の募集】

◇訓練内容

ワード、エクセル、簿記

◇訓練期間 10月17日(火)〜令和6年1月16日(火)

和6年1月16日(火)

◇場所 柳井市文化福祉会館

◇受講料 無料

※別途、教科書代などが必要。

◇募集期間

8月22日(火)〜9月22日(金)

◇申込み・問合せ先

ハローワーク柳井

☎22・2661

試験



【下水道排水設備工事 責任技術者試験】

山口県下水道協会の下水道排水設備工事責任技術者試験が、次のとおり行われます。

排水設備工事は、専門的な技術と知識を持っている責任技術者のいる指定工事店でのみ行えます。

◇試験日時 11月26日(日)

午後2時〜午後4時(受付は午後1時〜午後1時40分)

◇試験会場

山口県セミナーパーク

◇申込期間

8月28日(月)〜9月14日(木)

◇申込み・問合せ先

建設課下水道管理係

☎52・5817

※詳細は山口県下水道協会ウェブサイトををご覧ください。

【周南地域地場産業振興 センター職員募集】

◇職務内容

企業支援や産業振興などの業務全般

◇採用予定日

令和6年4月1日

◇採用人数 1名以上

◇対象者 昭和63年4月2日以降に生まれた人で短大卒以上(見込みを含む)

◇受験申込受付期限

9月7日(木) 必着

◇試験日

・一次試験 9月24日(日)

・二次試験 10月7日(土)

※詳しくは周南地域地場産業振興センターのホームページを

ご確認ください。

◇問合せ先 周南地域地場産業

振興センター

☎0834・25・3210

光地区消防組合からの お知らせ

① 防火標語の募集について

◇応募資格

町内に居住し、令和6年3月31日までに65歳以上になる人

◇作品課題

詳細は光地区消防組合ホームページから確認してください。

※応募は1人1点とし、自作の未発表のものに限ります。

◇応募方法

ハガキに作品(標語)、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、生年月日、電話番号を明記し応募する。

◇応募締切

10月6日(金)必着

② 普通救命講習を開催します

応急手当の講習を実施します。

◇日時

8月27日(日)
午前9時〜正午

◇場所

◇内容

光地区消防組合消防本部
成人を対象とした心肺蘇生法・AEDの使い方など

※動きやすい服装で受講

◇募集人数

先着20人(参加費は無料)

◇申込方法

光地区消防組合のホームページからダウンロードし、メール、FAX、消防署へ持参のいずれかで申込む。

③ 危険物取扱者試験と 準備講習会

■危険物取扱者試験

◇試験日(光市会場)

11月18日(土)

◇試験会場

光市総合福祉センター
光市会場は乙種第4類試験のみです。

◇受付期間(書面申請)

9月4日(月)〜15日(金)

※電子申請も可能です。

※受験手数料が必要です。

■準備講習会

◇日時

10月19日(木)
午前9時〜午後5時

◇講習会場

光市総合福祉センター
ターあいはく光

◇対象者

乙種第4類の受験者

◇募集人数

50人(先着順)

※受講料とともに申込む。

■願書配布・申込み先

光地区消防組合消防本部・中央消防署東出張所

※受験手数料などの詳細は光地区消防組合ホームページから確認してください。

■申込み・問合せ先

① 防火標語の募集

〒743-0011

光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部予防課

☎0833-74-5602

② 普通救命講習

光地区消防組合中央消防署

☎0833-74-5605

FAX0833-74-5614

③ 危険物取扱者試験と準備講習会

・光地区防災協会事務局

(光地区消防組合消防本部内)

☎0833-74-5602

・消防試験研究センターホームページ(電子申請)

<https://www.shoubo-shiken.or.jp>

■光地区消防組合ホームページ



納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納期限をお知らせします。カレンダーのページのQRコードから、『町からのお知らせ』のご登録をお願いします。

今月の納期限

8月31日(木)

- ◇町県民税 (2期)
- ◇国民健康保険税・介護保険料
後期高齢者医療保険料 (2期)
- ◇保育所保育料・児童クラブ保育料 (8月分)
- ◇町営住宅使用料・駐車場使用料 (8月分)

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

◇対象および内容の問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎52-5804
- 国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者医療保険料
……………健康保険課 ☎52-5809
- 保育所保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎52-5810
- 町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建設課 ☎52-5807
- 下水道受益者負担金
……………建設課 ☎52-5817

人口と世帯

(7月1日現在)



… 人口 …
14,419 人
(増減 +8 人)
… 男 …
6,917 人
… 女 …
7,502 人
… 世帯 …
6,954 世帯

広報たぶせは「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。

